

緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年4月8日付け老発0408第1号。以下「実施要綱」という。）に定める介護サービス事業所等に対し、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業のうち、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

(補助対象、補助額及び対象経費等)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、実施要綱に定める介護サービス事業所等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

なお、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、この要綱第9条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に対する経費についても、実施要綱で認められている範囲内で適正と認められる場合は、補助の対象とすることができる。

2 補助対象経費の範囲及び補助額は下記のとおりとする。

補助対象経費	補助額
実施要綱3(1)イに定めるとおり	別表のとおり

(交付の除外要件)

第4条 補助事業者が、この補助金の交付申請をしようとするとき、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - ロ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第5条 補助金の交付については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときには、速やかに知事に報告しなければならない。
- (3) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(交付申請手続)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業について、知事が別に指示する期日までに緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書（様式第1号の2）を添えて、知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容の変更をする場合又は知事が指示する場合には、知事が別に指示する期日までに緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付の決定)

第9条 知事は、第6条の規定による交付申請があった場合又は第7条の規定による変更交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)又は、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)を補助事業者に送付するものとする。

(概算払)

第10条 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前条の規定による概算払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、財政経理上必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。)又は第9条の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金実績報告書(様式第7号)及び知事が別に定める添付書類を知事が指定する期日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)を送付するものとする。

(備付書類)

第13条 補助事業者は、補助事業及び経費の収支に関する状況を明らかにした書類を作成し、補助金の交付を受けた翌年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、補助金

の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供し、又は廃棄してはならない。

(財産の保管)

第15条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分)

第16条 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の返還)

第17条 補助事業者が、交付の条件又は次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 第4条に掲げる者に該当したとき。
- (3) 第5条に規定する条件に違反した場合。
- (4) 不正に補助金の交付を受けていたとき。

2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第18条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行し、令和3年度の補助金について適用する。

【別表】緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業（基準単価）

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

補助対象		事業所・施設等の種別（※1）		緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業		各サービス共通					
				事業所	施設等	事業所	施設等				
補助対象	事業所・施設等の種別（※1）	緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業		(ア) 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）（17を除く） ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（19及び20の訪問サービスを含む）、介護施設等 ③ 福岡県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所（19及び20の通いサービス又は宿泊サービス、26の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む） ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く） ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等		(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所 ・左記(ア)①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（※2）		(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等 ・左記(ア)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等 ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所（※3）			
		各サービス共通		各サービス共通							
		通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所	
			2	大規模型（Ⅰ）	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所	
			3	大規模型（Ⅱ）	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所	
			4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所
			5	認知症対応型通所介護事業所		226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所
			6	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所	
			7	大規模型（Ⅰ）	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所	
			8	大規模型（Ⅱ）	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所	
		短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	/定員	-	13	/定員	
			10	訪問介護事業所		320	/事業所	-	160	/事業所	
		訪問系	11	訪問入浴介護事業所		339	/事業所	-	169	/事業所	
			12	訪問看護事業所		311	/事業所	-	156	/事業所	
			13	訪問リハビリテーション事業所		137	/事業所	-	68	/事業所	
			14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所	-	254	/事業所	
			15	夜間対応型訪問介護事業所		204	/事業所	-	102	/事業所	
			16	居宅介護支援事業所		148	/事業所	-	74	/事業所	
			17	福祉用具貸与事業所		-	-	-	282	/事業所	
			18	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所	-	16	/事業所	
		多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	/事業所	-	237	/事業所	
			20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	/事業所	-	319	/事業所	
		入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設		38	/定員	-	19	/定員	
			22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員	-	20	/定員	
			23	介護老人保健施設		38	/定員	-	19	/定員	
			24	介護医療院		48	/定員	-	24	/定員	
			25	介護療養型医療施設		43	/定員	-	21	/定員	
			26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員	-	18	/定員	
27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）		37	/定員	-	19	/定員				
28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）		35	/定員	-	18	/定員				
対象経費			○(ア)①～③に該当する事業所・施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、障害退職職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり、介護施設等に限る） ② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ④ 感染性廃棄物の処理費用 ⑤ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安全確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） ※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る		【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安全確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） ※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る						
補助額			・1事業所・施設等につき、(1)(ア)、(1)(イ)、(1)(ウ)それぞれを基準単価まで補助することができる。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 なお、(1)(ア)及び(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。								

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別（上記1～28）により補助する。

・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別（上記1～28）により補助する。

・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービスの職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。